

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第18号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第18号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

総務建設常任委員会は6月10日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第18号大治町税条例の一部を改正する条例については、賛成4、反対1で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

第26条の2と附則第5条は、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとある。しかし、第35条の3の3では、年齢16歳未満の者に限るとなっているが内容が違うのかとの問いに、第26条と附則の第5条は同一の改正だが、第35条の3の3はもともと15歳以下の者を対象にしていた。しかし、令和2年度の税制改正に伴い、海外居住親族の一部扶養から外れてしまう方がみえるため、あえて16歳未満の者に限ると明記したとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。政府の個人情報保護委員会の年次報告によりますと2020年度に個人番号を含む情報が漏えいするなどのマイナンバー法違反または違反のおそれのある事案が156機関で207件だったと明らかにされております。一般質問の中で本町ではどうかとお聞きしましたところ本町では……

○議長（林 健児君）

税条例。

○9番（吉原経夫君）

あ、間違えた。ごめんなさい。済みません、間違えました。ごめんなさい。

本条例改正でございます。本会議質疑の中でどれだけ町民に影響があるかと問うたところ、そのどれぐらいの影響ということははっきりされませんでした。確かに町民にとって負担増になるものでございますので本条例改正を反対させていただきます。以上でございます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第18号大治町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

これまで国外居住親族については適用要件を満たしているか十分な確認がされていないまま扶養控除が適用されている場合があり、令和2年度税制改正において扶養控除の適用要件が見直しされました。今回の条例改正につきましては、非課税限度額の判定に用いる扶養親族の対象を控除対象扶養親族と同様の取り扱いとする改正であり、国外居住親族のうち30歳以上70歳未満の方においても留学生、障害者、生活費として38万以上の送金を受けている方はこれまでどおり扶養控除の対象となるため適正であります。私はこの原案に賛成するものでございます。皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第19号大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第19号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長 後藤田 麻美子

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長 後藤田 麻美子

4番後藤田麻美子でございます。

文教厚生常任委員会は6月11日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第19号大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第21号令和3年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第21号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る6月8日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、6月10日に総務建設分科会、6月11日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第21号の議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。政府の個人情報保護委員会の年次報告によりますと、2020年度に個人番号を含む情報が漏えいするなどのマイナンバー法違反、または違反のおそれのある事案が156機関で207件だったと明らかにされております。一般質問の中で本町ではどうかとお聞きしましたところ、幸いにも本町ではそういう事案はないということでございます。しかしながら、全国的に見ればそういう情報漏えいがあるわけでございます。そういうものがつきもののマイナンバー制度自体にやはり反対をしておりますので、この補正予算にも反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（三輪明広君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番三輪議員。

○2番（三輪明広君）

2番三輪明広です。ただいま議題となっております議案第21号令和3年度大治町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の一般会計補正予算は、まちづくり推進事業費でマスクを作製し、感染症対策だけでなく、町のマスコットキャラクター啓発を行い、さらに多色展開されております。個人番号カード関連事務の交付金については、マイナンバーカードの交付に係る経費を地方公共団体情報システム機構に対し交付するものであり、その財源は全て国庫補助金で賄われております。

また、西公民館エレベーター改修工事については、経年劣化による故障を改修するものであり、いずれについても必要な経費であり適正に予算計上されておりますので賛成します。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第23号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

5番若山照洋です。

議案第23号大治町道路線の認定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告します。

T字路の寄附採納の提案だが、町として今後の方針はとの問いに、利便性を考慮し行きどまりの道路は寄附を受けず、今後は通り抜け道路の寄附を受ける見直しをしている。また、計画道路がある線は将来的に接続が見込まれるので協議していくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大治町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和3年6月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、安井 宏委員の任期が令和3年9月21日をもって満了することに伴い、引き続き委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず、安井 宏氏についてでございますが、参考資料の中で経歴の中で大治町社会福祉協議会の会長という経歴が入っていませんが、それは当然社会福祉協議会の会長であるという前提で質問をさせていただきます。

地方税法によりまして請負の禁止という項目がございます。社会福祉協議会、大治町から委託事業を受けております。大丈夫かと聞けば大抵判例によりますと50%以上ないから大丈夫だと答えられるかもしれませんが、固定資産評価審査委員の制度でいいますと評価額を決める。それに不服がある場合は審査。審査については価格だけでも審査でございます。それに不服のある納税者は裁判を起こすわけです。その裁判のときには固定資産評価審査委員の公正性も問われるものでございます。社会福祉協議会、町からの委託事業50%ないということでございますが、事務局長の人件費を負担している。また、かつては事務局長に町の職員を派遣していた。

○議長（林 健児君）

吉原議員、それ今議題外。同意議案なのでそこは全く関係ないのでちょっと。質疑を明確にしてください、質疑を。

○9番（吉原経夫君）

安井 宏氏の経歴の中で町職員であると。税務課におられたという話を聞いておりま

すが、それは民間人といえば民間人なんですが、町職員で税務課にいたということで裁判になったとき裁判官がどう思われるか。公正と見るか……

○議長（林 健児君）

吉原議員、裁判官がどう思われるかというのを町に聞いてもどうしようもないんじゃないですか。

○9番（吉原経夫君）

で、それについて、結局裁判というのは法律に基づくものですから顧問弁護士の方に私はぜひお聞きしていただきたいと課長にお話ししたら聞かれなかった。やはり、ここで選任したら、もし、もしと言ったら何ですが、十何年前に現実に裁判を起こされているわけですよ、大治町。そういう事例もある。そのときに審査委員の方、たまたまどういう理由か知りませんが辞任された。委員長を辞任されたということも聞いております。ですから、きちっと法的に大丈夫なのか顧問弁護士に聞かれたのかどうか。前の初日は2,000円の件ではちゃんときちっと聞いている。顧問弁護士に聞いて大丈夫だとなれば大丈夫でしょう。私も法律の専門家ではございませんので、そこら辺どうなのか。社会福祉協議会の会長をやっていることもなぜ書かないんです。顧問弁護士について聞いて、結果があれば報告していただきたいですが顧問弁護士についてもなぜ聞かないのか。

また、県の方にも問い合わせをしていると県の方からも聞いておりますが、それも社会福祉協議会、補助については事務局長の補助であるとは言っていない、話をしていない。それぞれのことを見ていけば適正だと言われるかもしれませんが、裁判になれば全体が問われるわけですからそこら辺どうなのかと。顧問弁護士がいいと言えばいいんですが、法律の僕も専門家でないのだからそこら辺はどうなんですか。社会福祉協議会の会長であることも経歴に書いてないのはなぜですか。県についても一部のことしか報告していない。その報告が正しいんですが、なぜなんですか。疑念が残りますのでお答えをお願いします。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

ただいま議員からの御質問で同意議案の経歴等に社会福祉協議会の会長が載せていないという御指摘がございましたが、こちらの経歴書につきましては公職を載せさせていただきますので、公職歴を載せておりますので社会福祉協議会の会長は載っていないということになります。以上でございます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。



○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

公職しか載せていないということですが、固定資産評価審査委員の選任については地方税法に規定してあって、地方税法に触れるか触れないかは明らかにしなきゃいけないと思うんです。そうするとやはり請負の禁止が引っかかってくる。それについては経歴の中では見させていただくと触れるものはない。あるのは大治町社会福祉協議会の会長である件で。そこを公職じゃないから載つけない。一番法に触れる大切なところなんですよ、触れるか触れないかは。また裁判になってもそうだと思いますが。もっと言えば他の2人の方もそういう点があるし、またこれは事務取り扱いですが税務課がやっている。税額決めるところがやっていますか。これは国の通知で望ましくないといわれていることもやっている。あれもこれもやっている。正していく方に正しい方向に少しでももっていくという考えはないんでしょうか。最初小さなことでも……

○議長（林 健児君）

吉原議員、簡潔にお願いします、質疑を。

○9番（吉原経夫君）

簡潔に言います。小さなことでもどんどん積み重ねていけば大きくなっていくんです。正していくように少しでも、そういう考えはないんですか。私たち議員で今回でも小さなことが大きくなってきた事例がございます。少しでも……

○議長（林 健児君）

吉原議員、吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

少しでも正していく。疑念があれば正していく方向にもっていくという考えはないんでしょうか。最終的に小さなことが大きくなっていく。それで果たしていいんでしょうか。以上、お聞きいたします。

〔「質問が何なのか、わからない」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

じゃあ、暫時休憩をお願いします。議運で少し説明をしてやりたいと思います。暫時休憩をお願いします。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

まず地方税法において市町村に対して請負をするもの、または主として同一の行為をする法人のところが規定されておまして、主として同一の行為をする法人の判断なんです。先ほど議員もおっしゃられたように町に対する請負料、こちらの方を算出しましてこちらが20%未満でありましたので請負料については問題ないということで判断させていただきました。以上でございます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今の説明ですと20%未満だからよかった。20%超えたらだめだという答弁なんです。今20%未満ならオーケーだと。判例は50%だと私は聞いているんですが、20%未満でオーケー、社会福協議会20%未満かもしれませんが、シルバー人材センター24%です。また、そういう議案が出てきたときにどう答えるんですか。結局、正しいと言われるならそれでいいですけど、町民の方が、納税者がどう思うかです。どう思って公正だと思われなければ……

○議長（林 健児君）

吉原議員、吉原議員、吉原議員。質疑ですよ。

○9番（吉原経夫君）

だから……

○議長（林 健児君）

質疑は何ですか。

○9番（吉原経夫君）

だから裁判で大丈夫だと。20%だから大丈夫だと言ったでしょう。シルバー人材セン

ター24%だけれど大丈夫なのかと、今の話で、言っているわけですよ。

○議長（林 健児君）

ちょっと同意議案なので吉原議員。それ全く関係ない話なので。

○9番（吉原経夫君）

わかりました。だったら……

○議長（林 健児君）

質疑を明確にしてください、質疑を。

○9番（吉原経夫君）

だから裁判になって大丈夫なのかと聞いていて、今の話だと20%未満だから大丈夫だということですね。ということですね、裁判に対しては。それならば私はこの場でやっただって議題外になるんでしたら一般質問させていただいて町民に問うと。町民がどう思つかの話になりますからそういうふうにさせていただきます。正しいんですね、正しいんですね。裁判になっても勝てる、正しいんですね、確かに。だって、裁判の事例もあるわけだが。架空の話じゃなくて町民の生活に直結する話だし、5月の臨時会のときは町民の生活に関係ありませんでしたが、今回は直結するんですよ。

○議長（林 健児君）

吉原議員、吉原議員。質疑ですよ。

○9番（吉原経夫君）

わかります。だから、最終的に聞きます。裁判になっても大丈夫なんですね。勝てるんですね。そこだけ1点お聞きいたします。

○議長（林 健児君）

裁判の勝てるか勝てないかをそういう話は役場では無理じゃないですか。

○9番（吉原経夫君）

だって選任が、全然疑義になかったら……

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時27分 休憩

午前11時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

この件につきましては、地方税法に抵触するというようなお話をいただいておりますが、そもそもこの兼職の禁止規程があるというものは公正、中立というものを阻害してはいけないということで規定されておると思います。そうした中で請負もしくはその主たる法人が請負をする場合というのが規定されておりますが、今回のケースについては主たる法人の請負というところが争点になるかと思えます。次長の方でお答えさせていただきましたが、抵触しないと。なおかつ、この安井氏が委員であることによって公正さが失われることはないという考えで私どもは提案させていただいております。また、過去の裁判については先ほど休憩中にもお話がありましたが、価格についての争点で裁判が行われたという認識でございます。以上でございます。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。最後、総務部長が今までは価格についての裁判であったということですが、価格については当然公正にやられるものとは思いますが、裁判のときは価格以外にも争点になります、当然。固定資産審査委員の公正性というのがなった場合は、この安井 宏さんの件だけじゃなくて他の件、いろいろ。何かとにかく

公正性を、全くの民間人を入れる、関係ない方を入れているとか事務が全く関係ないところをやっているとか何も無い。とにかく何か少しずつ触れている。それをトータルにやっぱり裁判は見られるものです。今回このままでいけば採択されるかも、選任で同意されるかもしれませんが、やはり少しずつ正しいもの、少しでもよい方にもっていくように私は町にお願いをしたい。小さなことでもどんどん正しい、正しいと積み重ねていくと大きな間違いになります。これを最後指摘いたしまして反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番松本議員。

○6番（松本英隆君）

この同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について、賛成の立場で討論します。

先ほどありました地方税法の425条第2項、本町と請負する者または主として同一の行為をする法人の役員が固定資産評価審査委員会の委員となることは禁止されております。役員になっている法人というのは町から請負が主要な部分を占めているというふうには認められません。また委員の執務執行の公正適正をこれによると損なうことが高いというふうには思われません。したがって、原案に賛成するものです。

また、「議員必携」の中の討論というところで、自己の意見に反対する者及び賛成の意見を決めていない者を自己の意見に賛同させることにある。ちょっと今の説明だと書いていないから反対だとかよくわからなかったんですが、皆さんも私の説明についてどうか御賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第24号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第24号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年6月18日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第24号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第24号は可決されました。

日程第7、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

候補者石黒清介氏は、人権擁護委員として適任であり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は石黒清介さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、石黒清介さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第8、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

候補者加藤みゆき氏は、人権擁護委員として適任であり推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は加藤みゆきさんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、加藤みゆきさんを適任とすることに決定いたしました。

日程第9、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和3年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 若 山 照 洋

署名議員 松 本 英 隆